

商 品 名	とりしんフリーローン「生き活き商売繁盛」
ご 利 用 いただける方	当金庫の営業地区内に居住または勤務の方で、次の要件を満たす方 ・お借入時の年齢が満 20 歳以上、完済時の年齢が満 76 歳未満の個人・個人事業者の方 ・本人または配偶者に定期的な収入がある方 （パート、アルバイト、年金受給者、専業主婦の方もご利用いただけます。） ・保証会社の保証が受けられる方
お 使 い み ち	ご自由です（事業性資金、借入返済資金にもご利用いただけます。）
ご 融 資 金 額	10 万円以上 500 万円以内(1 万円単位) ※ただし、パート、アルバイト、年金受給者、専業主婦の場合は 100 万円を上限とします。
ご 融 資 期 間	10 年以内
ご 融 資 利 率	固定金利 年 4.8%、7.8%、9.8%、12.8% ※保証会社の審査により、決定させていただきます。
ご 返 済 方 法	毎月元利均等返済(融資金額の 50%以内でボーナス月増額返済もできます。) ・毎月一定のご指定日に、指定口座から自動引落します。
担 保 ・ 保 証 人	不要です（保証会社である(株)トワライズが審査のうえ保証します。） ※ただし、保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要です。
諸費用・手数料	・ご契約の際には、ローン契約書にご融資金額に応じた印紙を貼付願います。 ・手数料は不要です。 ※ただし、繰上返済時および返済条件変更時に、別途手数料が必要な場合があります。
保 証 料	ご融資利率に含まれます。
延 滞 損 害 金	年 14. 6%
融 資 形 式	証書貸付
金利情報の入手方法	鳥取信用金庫ホームページに表示しています。もしくは、当金庫の本支店までお問合せください。
返済試算額の入手方法	店頭にお申し出いただければ返済額を試算いたします。
お 取 引 印	返済用口座(総合口座または普通預金口座)の届出印 ※ただし、保証会社が印鑑証明書を必要とする場合は実印とします。
ご 用 意 いただくもの	運転免許証、融資金額が 300 万円を超える場合は所得確認資料(写し) ※運転免許証を取得していない方は、健康保険証、パスポート等の本人確認資料が必要です。
そ の 他	保証会社の保証が得られない場合など、ご希望にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
苦情処理措置	本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、お取引の店舗もしくはお客さま相談窓口(9 時～17 時、電話:0120-260-262)までお申し出ください。
紛争解決処置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務企画部もしくは全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。